

第7回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議録

1. 開会日時 平成18年2月27日(月曜日)午後1時30分
2. 閉会日時 平成18年2月27日(月曜日)午後4時30分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター 2階多目的室
4. 出席議員(22名)

1番 三里茂一	2番 北田悦也
3番 沖 正治	4番 高尾勝人
5番 廣瀬福市	6番 大久保宏務
7番 岡本安夫	8番 森本和生
9番 鍋島裕文	10番 梶原義正
11番 西尾 誠	12番 山田 勇
13番 田淵基次	14番 岡前治生
15番 高山政信	16番 船曳順市
17番 田中鶴雄	18番 山下由美
19番 小林慎一	20番 東 豊俊
21番 高尾年男	22番 川西忠信

5. 欠席議員(なし)

6. 出席説明員

管理者 庵途典章 副管理者 安則眞一
副管理者 白谷敏明 副管理者 橋本健造
副管理者代理 松尾和彦
監査委員 坂口 榮
にしはりま環境事務組合事務局長 谷口茂博

7. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合次長 船曳 覚
同局長補佐兼企画調整係長 深澤寿信
同建設1係長 安藤康博
同建設2係長 坂井高誉
同総務係主査 尾崎敏彦
同 小笹万起子

8. 関係市町主管課長

たつの市市民生活部環境課長 谷 和廣

上郡町住民課長 松本 優

安富町生活環境室長 下村克明

宍粟環境事務組合事務局長 中尾 徹

宍粟市福祉部衛生課長 山本久男

佐用町住民課長 山口良一

播磨高原広域事務組合事務局長 森川幸一

佐用クリーンセンター所長代理 小西晴記

9. 議事日程

1 議長あいさつ

2 管理者あいさつ

3 開会宣告

4 議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 選挙第3号

にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件

第5 報告第1号

行政報告

第6 報告第2号

にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更の件

第7 承認第2号

専決処分の承認を求める件

第8 議案第2号

平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第2号)の件

第9 議案第3号

平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件

5 閉会宣告

6 管理者あいさつ

7 議長あいさつ

議長あいさつ

議長（高尾勝人君） ご案内の定刻が参りましたので、ただ今より2月定例会を開きます。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅の花便りとともに春が待ち遠しい季節となって参りましたが、まだ余寒なお厳しい中、第7回にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、各市町3月定例会を前にして非常にご多忙の中にも係わりませず、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の附議案件は、選挙1件、報告2件、承認1件、議案2件であります。どうか慎重なるご審議を賜り、適切な議決が得られますようお願いを申し上げます、簡単でございますけれども冒頭のごあいさつとさせていただきます。

また、なお本日、副管理者 西田正則 たつの市長が欠席され、松尾助役が代理出席されておりますので、ここでご報告をさせていただきます。

管理者あいさつ

議長（高尾勝人君） ここで、管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） 失礼します。一言ごあいさつを申し上げます。本日は年度末、各市町におきまして3月、新年度の予算議会を控えて大変お忙しい中、また、午前中は播磨高原の議会がございました。引き続きにしはりま環境事務組合定例会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。また、議員各位におかれましては、平成15年にこの組合議会が設立以来、にしはりま環境事務組合、新しい循環型社会拠点施設を目指してそれぞれのご支援ご尽力をいただいておりますことを改めてお礼申し上げます。

本日も審議いただく内容につきましては、先般17日に議員協議会を持たせていただきまして、いろいろとご説明を申し上げ、それぞれ大方のご理解をいただいているというふうに思っておりますけれども、まず合併に伴います安富町から姫路市に変わり姫路市の加入について報告をさせていただきます。このことにつきましては、各それぞれの市町の議会におきまして、この3月の議会でご承認をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

また、本日予定をさせていただいております17年度の補正予算、そして18年度に向けての新予算につきましては、説明はさせていただきますけれども、内容を見ていただいたら総務費を中心に継続した委託料の予算になっております。この事業計画、平成21年度末をもって完成を目指しております。そういう中で、あと4年という残された日数になるわけですが、18年度におきましては施設の建設に向けまして、進入道路の建設、そして敷地の造成、また、新しい焼却ごみ施設の発注、設計等を行っていかないと日程的に非常に間に合わないというような状況になっております。しかし、まだ当初

予算におきましては、その建設に向けての本格的な予算は計上しておりませんので、今後18年度中にそれぞれ準備を早く進めまして、まず調査設計、本格的な調査設計予算を組み、その中から18年度に出来れば建設予算も補正をさせていただくような手続きを取らせていただければというふうに現在思っております。

また、建設の予算の計上に伴います建設費の各市町の負担割合、このことにつきましても再度見直しというかたちになっておりますので、この点についても今後協議をさせていただきたいというふうに思っております。またそれに伴います議員構成につきましても、各市町からの議員の選出につきましても、それに伴いまして見直しをさせていただかなければならないということになっております。

そういうことで、18年度に入って、出来ればまたご案内申し上げて臨時議会等を開催させていただきながら議員の皆さん方にご相談を申し上げてご承認をいただきながら、この旧11町のにしはりま環境事務組合で計画をして参りましたこの循環型社会拠点施設の建設に向けて鋭意今後とも取り組んで参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。始めに当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

開会宣告

議長（高尾勝人君） 管理者のあいさつが終わりました。

ただ今から、第7回にしはりま環境事務組合議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

議長（高尾勝人君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度の佐用町の合併による組合議会選出議員の変更に伴い、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規程により、議長から指定をいたします。

5番・廣瀬福市議員、6番・大久保宏務議員、8番・森本和生議員、9番・鍋島裕文議員、10番・梶原義正議員、以上のようにいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（高尾勝人君） 続きまして日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定により、8番・森本和生議員及び17番・田中鶴雄議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（高尾勝人君） 続いて日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

選挙第3号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件

議長（高尾勝人君） 日程第4、選挙第3号、にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件を議題といたします。

この度の佐用町の合併による佐用町議会の議長選挙により、松尾文雄議員が交代され、にしはりま環境事務組合議会副議長を失職となり組合副議長が欠けております。よって、副議長選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

それでは、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

副議長に梶原義正議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名いたしました、梶原義正議員を副議長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

ただ今指名いたしました、梶原義正議員が副議長に当選されました。副議長に当選されました梶原義正議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議員から就任のあいさつの申し出がありますのでお受けをいたします。

副議長（梶原義正君） 失礼します。ただ今副議長を仰せつかりました佐用の梶原でございます。普通でありますとここで就任の、らしいごあいさつを申し上げるところでございますけれども、先ほど、実は私もこのことにつきましては大分前からちょっとそういう話を聞いておりましたので申し込んでおったんですが、先ほども議長或いは管理者、事務局長等と調整をしておりましたが、今日のところはということなんで一応こういうことになったわけなんですけども、ご承知のように佐用町は4月の23日に選挙がございます。もう私は引退をいたしますので、もうこの場に望むことが100%あり得ない訳なんです。そういうものが今ここでお引き受けするということがこれはどうかということがあるわけなんです。今日就任のごあいさつをさせてもらってこれが最後のお別れと、こんな不自然なことはないと思ひまして空席に置いておくほうがいいんじゃないかということで調整をお願いしたんですけども、

まあそれでもそれまでの間にどんな事態が起きるかも分からなくて、もしも何かで議会の招集せないかんというような事態が起きた時には副議長がおらなんだら困るんだと、だから今日のところはそういうことで一つ就任してくれとこういうお話でございましたのでお引き受けをさせていただいたわけなんですけれども、まあそういうかたちでございまして、本当に何も無ければこれで皆さんとこういうかたちでお会いするのは最後になりますけれどもその点お含みの上一つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（高尾勝人君）　これで副議長の選挙を終わります。

報告第1号　行政報告

議長（高尾勝人君）　続いて日程第5、管理者から報告第1号、行政報告の申し出があります。
管理者。

管理者（庵途典章君）　事務局長に報告をさせます。

議長（高尾勝人君）　事務局長。

事務局長（谷口茂博君）　ただ今議題となりました行政報告につきまして、報告をさせていただきたいと思います。今回につきましては、非常に申し訳ございませんけれども資料はお手元の方に準備しておりません。今まで議会で主要経緯を報告をさせていただいておりましたけれども、今月の17日に全員協議会で報告をさせていただいた以降新たな報告事項はございませんので、申し訳ございませんが割愛をさせていただきたいと思います。

次に、当日協議会でもお話が出ておりましたけれども、一般廃棄物の基本計画の見直しでございますけれども、皆様ご存じの通り、当初計画では処理規模が132トンということで報告をさせていただいておりましたけれども、国の減量化等による見直しを行いまして、熱回収施設で100トン、リサイクルセンターで28トンというような規模でございます。それ以後さらにバックアップでの見直し、これにつきましては17日の議員協議会でいろいろとお話の方も出ておりましたけれども、そういった中で見直しを現在行っておりまして、一応、熱回収施設で90トン、リサイクルで25トンに規模を縮小出来るというような現在見込みになっておりますけれども、一応、これにつきましても現在再精査を行っております。近いうちに確定が出来るのではないかと考えておりますけれども、これにつきましても基本的には組合議会で詳しく説明をさせていただくというのが本意ではございますけれども、時期的なものもございますので、一応こういった施設規模で事務的には再精査をした結果90トンなり25トンで収まるのではないかと、それで事務的には進めさせていただけたらと考えております。ただ、変更があるようでしたらそれぞれ報告をさせていただきたいと考えております。また、循環型社会形成推進地域計画書につきましては、これにつきましても現在取りまとめをしております、これに基づきまして今後循環型社会形成推進協議会というものを開催いたしまして、18年度内示に向けて鋭意努力

をしていきたいとこういうふうに考えております。また、循環型社会拠点施設建設に係ります生活環境影響評価につきましても準備書案がほぼまとまりつつある状況でございますけれども、最終的には先ほど言いました施設規模の確定が出来ないとこの準備書案も最終まとめが出来ないというような状況でございます。そう言った中で、今のところ3月の中下旬に大体出来上がるというような見通しを持っておりまして、その後、それぞれ学者先生によります専門委員会を開催いたしまして、指導助言をいただいた後に告示して縦覧をする予定でございます。縦覧期間につきましては、当組合の広報では2月の上旬を目途にして、そういうかたちでお知らせをしておりましたけれども最終的には5月頃からの縦覧期間の設定というかたちでしか、そういうかたちでの設定しか出来ないのではないかなとそういうふうに考えております。この点、予定が大幅に遅れていることにつきましては議員の皆様方、また住民の皆様方にはご迷惑をお掛けしておりますけれどもお詫びを申し上げます。簡単でございますけれども、以上で行政報告に代えさせていただきたいと思っております。

議長（高尾勝人君） 行政報告が終わりました。行政報告に対する質疑は原則として行いませんけれども、特別な質疑がある場合は質疑内容を検討して受け付けることができることとしています。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（高尾勝人君）

3番。

3番（沖 正治君） ただ今事務局の方から説明があったんですけれども、計画の範囲ですけれども、当初132トンという計画の中で、現在、姫路市のバックアップ体制という中で90トンで抑えていきたいという話で、この後まだ変更する可能性もあるんじゃないかなという説明だったんですけれども、この中では調査設計に入る時点で、この変更というものを確定、どの辺で目途がつくような時期になるのか、時期だけでも分かればご報告願いたいと思っております。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） ご質問のありました時期の問題でございますけれども、遅くとも3月の上旬頃には最終決定をしたいと、基本的には先程言いました90トン、25トンという形でほぼ固まるのではないかなと考えております。以上でございます。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

1番。

1番（三里茂一君） 失礼します。1番の三里です。先だって17日の協議会の時には身内で葬式がありましたもので欠席させていただきまして、それで、うちの前の議長からは、たつの市議会の方では大まかなこの状況を説明していただいたんですけれども、今も事務局の方からは17日の件につい

ては割愛させていただきますということなんですけれども、私が聞いたことにつきましては、これは第三者から、議員さんの方々から聞いたんですけれども、姫路市が、安富町が脱退するとかそういう話がありましたんですけれども、17日には安富町が残って姫路市が肩代わりするというふうな形で話が終わったと聞いていますが、実際11年経つと脱退、期間は11年と聞いていますけれども、建設期間が4年間、そしてその後7年間と、僕もちょっと分からないんですが、分からないから聞くので若干許していただきたいと思うんですけれども、11年が済めば工事費、施設費とか全部償却して11年間で無くなるものか。そして18年度からの11年間で終わるのか。そしてまた、今調印がされているかいないかは分からないんですけれども、姫路市は合併した後から引き継ぐということになっておりますけれども、安富町、たつの市、宍粟市、佐用町それが調印出来ているのかいないのか、分かっていたら調印出来ているものかどうか教えていただきたいのと、それから、これからの話になるんですけれども、たつの市も合併はしていますが、今後、議員構成なりが変わってくると議会の状況も変わっていくだろうと私は推測しているんですけれども、そういうふうな状況の中で今後どういう状況になるうとこういふかたちで進んで行かれるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） それでは私の方からお答えさせていただきます。まず、合併という手続きの中で、安富町が姫路市に編入合併されます。そうすれば合併協定の中にもこれまで安富町がいろいろと進めてきたこのにしはりま環境事務組合についても姫路市が当然引き継ぐという形で協定もされているわけです。ただ、そういう中で姫路市のいろんな事情の中で、今三里議員がお話のように脱退をしたいという話があったことも確かです。そのことも協議会の中で申し上げました。しかし、ごみの広域化という大きな目的を持ってこれまで進めてきております。そういうことで姫路市においても、これまでの計画通り、約束通り組合に留まって一緒に施設建設に向けて責任を果たしていただきたいということで調整をして参りました。そういう中で姫路市に於いても新しい施設の建設を既にされている中から、いつまでも出来ない、当分の間ということが協定書の中にも盛り込まれておりましたので、当分の間という中で11年間ということが提案をされております。こういう調整につきましては1月の末に県、組合の管理者、副管理者全員で調整会議を持ちまして、その中で調整をしたわけでございます。建設期間4年間というのは22年の供用開始ということで4年を想定しております。しかし、先程申しましたように建設に向けていろいろな準備、手続きを踏んで行かなければいけません。そういうことですから建設が遅れば建設期間が長引くことも想定は出来ます。その後、搬入期間7年ということにしています。ですから建設が4年間で予定通り出来れば22年からの供用開始ということで、そこから7年間ということになりますけれども、それが若干半年遅れば、半年は搬入期間の7年間はそこからの7年間ということで考えております。調印につきましては、確認書の調印、そういう7年間ということを確認

する調印ということでしょうか。

1番(三里茂一君) そうですね。

管理者(庵途典章君) はい。それは各立合者を含めて、副知事を含めた中で組合構成の各首長が調印しております。このことによって、姫路市が今回提案させていただきますように組合への加入というかたちでの規約変更を行うということになっております。それから議会の構成につきましては、これから佐用町に於きましてもたつの市に於いても議会の改選がございます。また、合併に於いても佐用町が旧4町が一つになったというかたちです。宍粟市に於いてもそういうことです。そういう中で今後議会構成について再編成をして行かなければいけないというふうに思っております。これは建設に伴う各市町の負担割合の考え方にも当然連動することなので、それとも整合性を持たせて編成を考えていくということだと思っております。

議長(高尾勝人君) 1番。

1番(三里茂一君) 議会構成なんですけれども、私が聞いたかったのは、たつの市も4月の23日で改選しますので、その後議員構成が変わります。当然、我々新宮町から今まで代表して、新宮は私共独自でしていたやつが無くなったから、新宮町は是非とも3町でやってくださいと言っておりましたけれども、今回の合併によって新しいたつの市が出来て、そこにはエコロが出来ております。だから事情が全然違って来るんです。だからそういうふうな問題も含めて今後議員構成が変わりますと、我々新宮町出身の者がここに出て来て物を言うんだったらいいんだけど、仮に旧龍野市、旧揖保川、旧御津の議員が出て、それは経費の無駄遣いではないかという意見も出ようかと思っておりますけれども、それは我々たつの市議会の方では恐らく出ると思います。だから、そういうふうになった場合、仮に、新しいたつの市の議員構成の中で、それはもう少し考え直した方がいいんじゃないかという声が過半数を占めると、また、いくらたつの市の西田市長が賛同してやるんやということやっておっても、議会の状況が違って来た場合、そういうふうなことも考えられると私は思いますし、また、姫路市もそうだと断言出来ませんけれども、考えられることは考えられると思います。そういう場合、トップの首長の間で、議会になんぼ言ってもらっても困るんやというようなことで話が収まるものか、それとも議会の意見、住民の意見を聞くんやということで収まるものか、それは私も分かりませんが、そここのところがトップの管理者、副管理者の考えがはっきりと出来ておるんでしたら教えていただきたい。それから、6集落が調印したということで、それは地元として佐用の町長さんが鋭意努力なされてやられたということにつきましては、私はご苦労さんでしたと申し上げたいと思います。だから、今光都とか上郡の方で、金出地地区とかのそこら辺の話がどのように進められているのかお聞きしたいと思います。

議長(高尾勝人君) 今の二点について答弁を求めます。

管理者。

管理者（庵途典章君） お答えを申し上げます。当然、合併をして行政区域が大きく変わったということですが、それまで旧新宮町で進められてきたそれぞれの事項というのは新市に引き継がれておりまして、それをまた新市で引き継いでお互いの責任を果たして行くと、広域行政で進めて行く事業というのは特に各市町の立場、状況が違うという点はあると思うんですけれども、基本的な点に於いて各加入の市町が同意を持ってして、それに向けて各市町の中に於いては、各市町の責任に於いて協議を進めていただかなければこういう広域の事業は出来ないというふうに思っております。この施設につきましては、当然、新たつの市に於いても必要な施設として考えていただいていると思っておりますので、組合議員さんの構成が変わられても基本的な問題についてはご理解をいただいて進められるものと思っています。それから建設に向けているいろいろな考え方、また周辺の住民の皆さん方の心配とか、思いとかがあって反対運動があるということも十分に理解をしております。特に周辺地域ということで旧三日月町にある一番近い関係6集落については、昨年末に住民の皆さんと協議を重ねてご説明を申し上げた結果、協定について基本的な同意を全ていただいたところでございます。まだ光都、上郡の金出地地域に於いてもいろいろとご意見があり、今までも質問等についてはお答えをさせていただいております。そういうものを踏まえて安全な施設であり、この地域にとって必要な施設であるということを説明していかなければならないと、そしてご理解をいただかなければならないというふうに思っております。当然組合として説明責任は果たしていかなければならないというふうに思っております。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

9番。

9番（鍋島裕文君） 9番の鍋島です。報告2号の規約の変更等の質疑がされているわけですが、私は17日の協議会以後決定的に事情が変わってきているという問題について、この報告1号の中で質問させていただきたいと思っております。今話に出ている1月29日の副知事立合の中の関係市町長の合意確認内容、前回協議会の中で搬入開始から7年後に姫路は脱退すると、たつの市は明確に脱退ということは言っていないけれども、その条項が確認書の中に上がっていると、そういうことであれば、だったら脱退時に建設負担金は精算すると、考慮するという中身について、前回協議会の中でこれはどのような内容なのかという質問をしました。協議会の中では詳細については一切決めていませんというのが前回の協議会の当局側の答弁でした。その後、佐用町議会の連絡会の中でこの問題を同じように管理者にお聞きしました。誰が考えても副知事立ち会いの中で、精算時に考慮するとあれば、関係市町長が集まっておられるわけですから、どんな考慮をするんじゃという話になるのは、これは子供が考えても分かるわけでありまして、ですから、当然その中で建設負担金を幾ら返すのかという話を当然詰められたと見ざるを得ないのじゃないかと、こういう質問をすると、管理者は、覚書と明確には言ってないけど

覚書的な内容を議論し今文書化している。このような答弁になっているわけでありまして。ということは前回、17日の協議会の中では詳細は一切決めていないということで突っ張られた経過からしたら事態は根本的に変わっていると言わざるを得ない。当然当局に説明を求めざるを得ないと思います。こと内容は宍粟や佐用にとっては決定的に重要です。例えば100億円の事業費、負担金があるとすれば、たつのと姫路で2割を負担するわけですから、これは当初予算の中の負担金で、大体3割平等、7割人口割で計算すれば、たつの、姫路は大体20%位の計算になっていますね。そういうことからすれば2割の負担、つまり、20億円の負担を一時はたつの、姫路がして、その後脱退するときに、例えば100%返すようなことであれば、佐用と宍粟は20億円の新たな負担をしなければいけない。とんでもないことであります。そういう内容的に重大な問題からして、この確認書の中で建設負担金を返す問題について、どういう話し合いをされているのか、これは是非明らかにしていただきたい。この場で。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 答弁させていただきます。そういう話し合いを当然、確認の中で搬入期間7年、建設期間4年という期限を設定をしたという中で、第5項に姫路市の安富町分の建設負担は精算時にバックアップ効果を考慮すると、考慮する内容についての話し合いも当然いたしております。それにつきましてはまだ最終的な文書化の調整は出来ておりません。現在、その内容について鋭意、組合関係市町で協議をしております。これが整い次第、組合、各市町においても報告をさせていただきます。今日の現段階に於いては、まだ協議中ということで明確な報告が出来ないということでご了承いただきたいと思っております。

議長（高尾勝人君） 9番。

9番（鍋島裕文君） 基本的な内容については、明らかにするのが当局の責任だと思います。例えば、規約の変更は各関係市町議会で議決が求められています。その時に、組合議員が出ていて各議会に帰って姫路が加入することによって、いくら佐用町、宍粟市が新たに負担しなければいけないのかということは、当然、これは他の議員から出てくる質問であります。その時に組合議会の中では明らかにされてないから、規約の変更が可決されて姫路が加入した後、はっきりしたことを申しますと、もしも、そういうことであればこれほど議会を軽視したり無視したりする内容はないわけで、当然姫路が加入するんだったらこういう条件になっていますと、これでよろしいですか姫路の加入は、規約の変更はと、これが筋だと思うんです。そういう点からしたら、当然この場でも概要を明らかにするとともに、各市議会、町議会に出される段階ではこの覚書等を全議員に配るということは最低必要ではないかと思っておりますがその点いかがでしょうか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） この点については協議会の時にもお話をさせていただきましたけれども、姫

路市との協定の中でバックアップ効果を設計に見込むということで、全体の建設費を削減して、そして姫路市が供用開始から7年で脱退をしたいということに対する負担増を言われる部分についても、そういうバックアップ効果によって、これを補填するというものの考え方でやっております。当然、各加入市町の負担は姫路市の脱退によって、その後増えないと、全体の建設費が増えないと、建設費の負担が増えないということを前提に精算時にバックアップ効果を考慮するということでの割合というのも考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

議長（高尾勝人君） 9番

9番（鍋島裕文君） 最初の建設負担金は当然3割、7割という負担金で増えるはずがないですね。問題はバックアップ効果、また、仮にたつの市が7年後に脱退する場合にも、これは精算時に考慮ですから、これは返すというふうに見ざるを得ないですね、建設負担金を。お金を返せば残された市町が、その分の負担増になるというのはこれは当たり前じゃないですか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） たつの市については、バックアップ効果ということはみておりません。それはそういう施設がないわけで出来ないということです。姫路市については、通常単独で設計をすれば安全率をみたりして施設の規模が100トンというものが大体想定をされております。バックアップを考えて設計をする中で約1割の規模削減が出来るだろうということで、これで認定が取れるだろうと考えております。それによって規模、建設費が削減出来るということで姫路市に対する精算時のバックアップ効果をこの点で考慮したいということでありませう。

議長（高尾勝人君） 9番。

9番（鍋島裕文君） 管理者正確に答えて下さい。確認書は、姫路市は建設負担金は精算時にバックアップ効果を考慮する、たつの市は脱退時、精算時に考慮する、というのが確認書の内容ですね。正確に確認しますよ。7年で脱退するとき、仮にたつの市も7年で脱退すると仮定します。条文にありますから、その時に建設負担金を返すのは、つまり、そういった考慮をするのはバックアップ効果だけだと、つまり、本当なら30年間居れるのに7年で出て行ってもらっても、残りの23年分は返しませんよと、たつの市と姫路市に、この2点を確認したいんですが。

議長（高尾勝人君） 脱退時に、要するに負担金はどうなるのかということだけを確認させていただいたらいいわけですね。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） 姫路市がそういう当分の間ということで、加入期間を限定するというその前提の中で、バックアップということを考えて、それで私たちもこういう協議に同意をしておりますので、バックアップ効果を考慮するという事は、効果がなければ、それは建設負担、お金等を返すという

ことはないというふうに思っております。

議長（高尾勝人君） 9番。

9番（鍋島裕文君） もう一点聞いているのですが。

議長（高尾勝人君） 7年間で脱退したときにどうなるかということですね。

管理者（庵逄典章君） ですから、7年間で脱退のときにバックアップ効果が無ければ、それは建設時の返還をするというのは有り得ないということです。

9番（鍋島裕文君） たつの市には返還しないということですね。

管理者（庵逄典章君） 返還するという事は明確に書いておりません。

議長（高尾勝人君） 2番。

2番（北田悦也君） あのね、そんなものはケースバイケースでいかないと仕方が無いでしょう。

今ここでどうやって決めるのか。この人がえらいしっかりしたこと言っているが、その時点でケースバイケースで返還するかどうかということは、あなた達が議会で討議すればよい。今ここで結論を出す必要はない。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

14番。

14番（岡前治生君） 行政報告の中でということなので、基本計画の見直しということで順次言われたのですが、それで、私は今回の計画の中で、前回の協議会の時にも申し上げましたけれども、基本計画というのが一番大事なわけです。基本計画があくまで大元になりこの事業が進んでいくわけでありますから、確認をさせていただきたいのですが、今132トンというのがいつもよく使われているのですが、私は132トンというのは、平成14年度にまだ西播磨11町循環型社会推進協議会で一般廃棄物ごみ処理基本計画案が作られておる中で、いわゆるごみの溶融施設の施設規模として、日量が132トンだと、この数字のことだと私は理解しているのです。それで、ごみ全体の排出量としたらもっと多いわけで、それをリサイクルにまわすとか、埋立てにまわすとか、集団回収するとか、そういう形が取られております。それで、私はこの資料をよく見るのですが、そういう意味で今言われたリサイクルが見直しによって28トン、それでバックアップ効果を含めると25トンまで落とせるのだという数字であったのですが、ここで言われるその、私は基本計画の31ページの数字を見ているのですが、ここではリサイクルプラザというリサイクルに関しては23.18トン、こういう数字が挙がっているわけです。それで、言われる28トンとはどう違うのかという疑問が一つあります。それともう一つは、この前も予算書までに基本計画を出していただきたいとお願いしたわけですが、その新しい見直しをされている基本計画というのは、今言われたごみの量については3月末までにはどうしても決定したいと、最終的に決定したいということでありましたけれども、それでは私たちが、議会も含めて住民の方が新

しい見直しされた基本計画を見ることが出来るのはいつになるのか、いつ公表されるのかそのことが私は大事だと思うのです。色々今コンサルに4つか5つか依頼されて、それもほとんどのものが基本計画の見直しに伴って、すべて見直しがかかっているという状況なので、それだけに、基本計画がいつ出来上がるのか、そしてその基本計画は本当に妥当なのかどうか、そのことをきちっと精査した上で事業を進めていく必要性というものはかなり重要なことなのです。ですからこのことを敢えてお聞きしたいと思うわけですが、その点ではいかがでしょうか。

議長（高尾勝人君） 行政報告の中身と若干ずれがあると思いますが、端的に教えてください。
事務局長。

事務局長（谷口茂博君） ご質問の1点目の、平成14年でしたか、当初出ておりました処理規模は132トンという形でいいかと思うのですが、その中でリサイクルについては、23.18トンが28トンということなのですが、これにつきましては、その当時の14年当時のものを、ある程度今直近の数字で見直しをかけた、減量化、分別そういった中で見直しをかけてきたことによって、リサイクルセンターについては増加、28トンという形に今現在なっているということでございます。それと、この計画書を住民の皆さん方がいつ頃見られるのかということでございますが、これにつきましても先ほど若干報告させていただきましたように、5月頃には皆さん方に縦覧等で見ていただけるのではないかと考えております。

議長（高尾勝人君） いいですか。

14番。

14番（岡前治生君） 住民の方が見れるという段階になれば、既に決定した段階で修正は効かないということになると思うのです。ここで示されておりますように、平成14年の分についてはあくまで案という格好で、私たちはまだ波賀町の議会のとときに議員協議会の中で出されてきました。

その案の段階で出て来ないことには、縦覧という事があるようですので、住民の意見を反映して修正ということもあるのかもしれませんが、でもやっぱり基本的にしっかりと議論しなければならないのはこの議会の場にありますので、この議会に今見直しされておる基本計画がいつ出てきて、そのことが一番大事なことになってこようかと思っておりますので、この議会にはいつ頃全員配布というような格好が執れるのですか。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 基本的には、こういった行政等の中で、やはり計画をある程度固めた中で、最終的にまとまったものを皆さん方に見ていただくということでございますので、当然、そういった事については、専門委員会等も開催しながら、専門的な立場からも基本計画についての指導助言をいただいで皆さん方に報告、また、議会等で報告をさせていただくというスケジュールでおりますのでご

理解をいただきたいと思います。

議長（高尾勝人君） 14番。

14番（岡前治生君） それ以案という格好で出てくるのか、報告という格好になるのかでは大きく違うわけです。何回も言いますように、その基本計画が本当に妥当かどうか、そのことによってその計画の成否が決まるということになるわけです。ですから、今聞いておる私の印象としては、時間が無いからぎりぎりの時間の中で進めているから、最終的な報告を議会に了承してもらい、案ではなく了承をしろというふうには聞こえないわけですが、でもいくら時間が無くても、時間がない中でも、その基本計画というものは案の段階で議会に示して議会でしっかり議論をする。このことを抜きに、もし事業を進めようとするのであれば、議会なんかいらぬということになりますよ、違いますか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） やはりこれは専門委員会等も受けて、そこでも協議していただき、また県の環境整備課等の指導も受け、それぞれ計画をきちりというんなルールに則って作っております。それが出来上がってそういうものをまとめたものでないですね、議会の中でその案を受けて審議してくださいと、それによって変更があればというふうな、そういう出し方は議案として、報告としては出来ないかと、こういう計画に於きましてね。それは当然案としてではなく、出来上がったものとして報告をさせていただいて、そこでどうしても問題があれば、そこで議会として判断をいただかないと仕方が無いと思いますけれども、そういうことで、その期間が日程的にこれくらいかかりますということを事務局の方は申し上げております。

議長（高尾勝人君） 14番。

14番（岡前治生君） 大事なことなので、現実の問題として、14年度のこの資料は案という形でちゃんと出てきているんですよ、それを見直しをされているわけでしょう。ですからそれは、やはり修正する必要があるのであれば、修正が効く案という形で、少なくとも議会には示すというのがこれが議会と当局との関係ではないですか。基本計画自体は議会の議決事項ではないかもしれませんが、このごみ処理計画を進めるか進めないか、その規模が妥当かどうか、そのことを一番大元が本当に大事なわけですから、そんな事業のやり方というのは絶対に私は認められないと思います。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） 当然ですね、早く出来れば少なくとも早く皆さんにご報告を申し上げるという立場は変わりません。事務的にこれからそういう手続を踏んで、出来るだけ早く基本計画の見直し案というものをさせていただきます。

議長（高尾勝人君） よろしいですか。

ここでしばらく休憩いたします。再開は2時40分とします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

議長（高尾勝人君） それでは再開いたします。再開にあたって管理者の方から発言の申し出がありますので許可します。

管理者。

管理者（庵途典章君） 失礼します。いろいろとご質問が出て、確認をしておかなきゃいけないということで、再度確認をさせていただきます。

先ほど答弁いたしました、バックアップ効果を考慮した姫路市との精算につきましては、その答弁の通りです。また、たつの市の新宮町分の負担金につきましては、バックアップ効果については、これは有り得ないということでの答弁をさせていただきました。しかし、当然精算時に考慮するというので、他の事については、何らまだ協議はしておりませんし、この新しく規約の変更にございます12条です、ただし、特別な事情がある場合は、関係市町が協議の上定めるとあるように、その時点で協議の上どうするかを決定するという形になりますので、その点確認をいたします。以上です。

議長（高尾勝人君） 行政報告に対する質問は他にありませんか。

3番。

3番（沖 正治君） それでは、再度確認をさせていただきたいと思いますが、前回の協議会に出ました確認書ですが、この分の調印は、前回でも最後に質問が出たと思うのですが、いつ頃出来るのか。事務局長の方から、このままで各市町に持って帰り説明をしてもらいたいというようなニュアンスの話があったのですけれども、その中で調印はいつ出来るのかと、このままのものでは説明しにくいということで質問があり、事務局のほうからは、県なり各市町の方でお願いしているというような話が出たのですが、この分は今日の議会に出るのかと思っていたのだが、全員協議会の後ですので議会に間に合うように出るものだと思っていたのですが出てないので、このままではただの紙切れであるので、今この中で議論しているのです。この確認書の中で、それが正式なものかどうか分からないので、再度確認しますが、いつ正式なものは出来るのか。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 大変申し訳ございません。その件につきましては、一応、それぞれ署名捺印の上で原本が出来まして、確か21日に各構成市町それぞれに配布をさせていただいております。これにつきましては、署名がにしはりま環境事務組合ということではなくて、それぞれの構成市町長名で確認がされておりますので、そういうふうさせていただいております。出来ております。原本は配

布させていただきました。21日であったと思います。

議長（高尾勝人君） 3番。

3番（沖 正治君） 事務局長は前回と答弁が変わっていたのですけれども、その時は県なり各市町でそういった手続を取っていますというような方向であったのですが、今聞くと21日にきっちり出来ていると、各市町の印を押してと、これではちょっと、そういった答弁がその時にあれば良かったのだと思うのですけれども、何か今も言うように、何か半分隠したような隠れないような何かこうね、何も無いただの紙切れで今まで1時間余り議論したのですよ。この中でしたんですよ。だから私もこれどうかなと、前回あったのに、ここに綴じているのかと思ったが、ここにも綴じていなかったので、いかなものかなというようなことで。

それで今、最初は11町という枠組みで来たと、現在は合併の中で3市2町ですか、こういう合併の中でのこういう枠組みになってきたと、その中での議論ですよ。私も最初は佐用町や宍粟市はこれについてはあまり質問も無いのであろうかというような気はあったのですけれども、いろいろとこういうものが出たので、いろいろな質問も出て来たというような状態だろうと思いますけれども、前回も私は質問させていただきましたけれども、やはり、この問題は負担金が一番気になるのです。合併したところも気になって、これだけの考慮と言う言葉一文字でね、考慮しますと、建設のときに考慮しますということではいろいろと分担金の割合がどうなるのかということが心配で質問が出たのだと思いますけれども、合併したところでもそういった心配をしているのです。私のところはこれからなのです。前回も言わせてもらいましたけれどもね。そういう中で合併に影響するのではないかと、ごみを焼却するのも、前回も言わせてもらいましたが、私のところもごみを出しておりますと。どうしてもごみは焼却しなくてはならないと。そうかと言って合併もしなくてはならないと。どちらを優先に取り上げたらいいのかと私個人でも現在でも迷っています。実際のところ。それが合併した市町でもそれだけ困惑して、分担金のことはいろいろと協議し、質問も出ている中で、やはりこのバックアップ体制、姫路の、その分についての、やはり再度90トンですか、それらの中で再度いろいろと検討を加える必要があるのではないかと。姫路市が450トンあればその中で幾分かこちらのバックアップという中で考慮する中で勘案していくと。事業計画のもうわずかでも見直ししてもいいのではないかと。私は前回も気になって言いましたが、それが現在では90トンと。その中で3月上旬で何とか確定したいというような話がありましたが、なかなか上郡町我々といたしましても、本当にごみの問題というのは以前から心配していたことなのです。合併が整ったところでも尚且つ心配で、分担金ということね。財政厳しい。どこも合併しても財政が厳しい。尚更うちは合併がまだ整っていない。財政厳しい。これが合併との絡みで当然一番心配しているのです。どちらを優先すべきかということで。これが供用開始が22年という中で、合併も22年に上手くまとまるかなと。このまま行けばと。しかし、このごみの問題がどうなるのかという

心配もありますし、合併の進捗でも22年が限度であると思いますし、同時期ということで心配をしているので、やはりこれにつきましては、私共は前回も言いましたように、赤穂市との合併が整った時には、この5番6番の下に7番でも結構ですので、同じような文言を加えてもらいたいと私は思っているんですけれども。以上です。

議長（高尾勝人君） 答弁はいいですか。いいですね。質問ではないような形であったので。

19番。

19番（小林愼一君） この内容ではないですが、この通告をいただいた時点でその他の中に、なお報告第1号につきましては当日配布すると、こういうことがあって何が出るのかと、こういうことで待っていたのですが、前回の協議会の状況から変わっていないと、しかしながら沢山変わっていると、こういうような状況なのです。そうするとですね、やはり前回の協議会の資料ぐらいは持って来いというようなことのほうが妥当ではなかったのかとこう思っています。私は今回持って来ておりません。ですからこうして振り回されて見せてもらっても何のことかというような感覚の方もあろうかと思えます。そういうことからすると、事務局はもう少し、議会軽視云々が出ておりますが、前回のままならともかく、今日は本会議ですから、本会議の資料として出すべきではないかと思えます。以上次回に向けてのことだけであって答弁はよろしいです。

議長（高尾勝人君） はい、要望としてお聞きしておきます。他にありませんか。

1番。

1番（三里茂一君） この資料ですが、姫路市、香寺町、安富町の廃置分合申請についてのこれをもっているのですが、この中で4ページに書いてあるのですが、にしはりま環境事務組合については安富町は合併の日の前日をもって脱退し当分の間、この当分の間という事はこれ11年間ですか。そして、姫路市として合併の日に加えると書いてあるのですが、姫路市として合併の日に加える。ちょっと私は意味が分からないのですが、そのところ、当分の間というのは11年間ですか。

議長（高尾勝人君） 事務局長、答弁を求めます。

事務局長（谷口茂博君） すいません、先ほどご質問いただいた件につきましては、申し訳ございませんが報告第2号で予定しておりますので、行政報告についての質問という形をお願いしたいと思いますのですが。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

無いようですので、行政報告についての質疑をこれをもって終わります。

以上で、報告第1号、行政報告を終わります。

報告第2号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更の件

議長（高尾勝人君） 続いて日程第6、報告第2号、にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更の件を議題といたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） 事務局長に報告をさせます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） ただ今議題となりました、報告第2号について報告させていただきます。お手元の資料の2ページをお開き願いたいと思います。姫路市の加入に伴う規約変更手続きにつきまして、 から はこれまでの経緯でございます。以降につきましては今後の予定を記載させていただいております。の合併特例法第9条の4第1項の通知につきましては、先程議員さんからご質問がありました報告第2号の参考資料1ページに安富町長からにしはりま環境事務組合についての配置分合申請の添付をさせていただいております。2ページにつきましては姫路市、香寺町、安富町の合併協定書の一部事務組合の取扱いの部分でございます、それを添付させていただいております。当組合に関する記載については4ページのコ、アンダーラインが付いている部分です。朗読しますと、にしはりま環境事務組合については、安富町は合併の日の前日をもって脱退をし、当分の間、姫路市として合併の日加入をするということで、安富町さんが姫路市と合併をするのが3月27日ということでございますので、これで27日までなるべく早い時期に構成市町議会の方で姫路市の加入についての議決をいただきたいということでございます。3ページにつきましては、各市町の3月定例会で上程をしていただく予定にしております。にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての共同提出の議案書でございます。4ページにつきましては、姫路市及び香寺町の定例会に於きまして、にしはりま環境事務組合への姫路市の加入についての議案書でございます。5ページには組合規約の一部を変更する内容を記載しておりまして、6ページから8ページに新旧対照表を付けておりますので、これによりましてご説明を申し上げます。

6ページでございます。第2条で組合を組織する地方公共団体といたしまして、安富町が脱退をされて姫路市として加入をするものでございます。第3条で組合の共同処理する事務につきましては、ただし、姫路市については旧安富町の区域とするというものでございます。第3条第3号でございますが、補修時災害時の廃棄物処理広域化等に関する事とということで、組合構成団体に姫路市が加入することに伴いまして補修時や事故等のバックアップ体制の構築、災害時の相互応援ということが可能となるために、共同処理する事務に追加したものでございます。第5条の組合の議会の組織及び議員の選挙の方法については、姫路市については2人とするものでございます。7ページの第5条第2項につきましては、組合議員は関係市町の議会において議員のうちからそれぞれ選出された者を充てるということで、現在、姫路市におきましては多数の一部事務組合を抱えております。議長が組合の議員として出席する

というのは現実的に困難であるということから、議長以外の議員さんが組合議員を務めるということでの改正をお願いしているところでございます。事務局といたしましては、やはり構成市町で議会運営等に当たっていただく中で、議長以外というような文言を入れておりますけれども、出来る限り議長さんにはこの組合に出たいとお願いしたいというのが本音でございます。次に第8条の組合の執行機関の組織及び選任の方法でございます。これにつきましては、今度、姫路市が加入することによって、管理者及び副管理者は、姫路市を除く関係市町の長及び姫路市長が指名する1人の姫路市助役の互選によるということです。第3号につきましては、収入役は管理者の属する市町の収入役をもって充てるということでございますが、ただし、地方自治法の168条、これは市町村は条例で収入役を置くというようなことがございますけれども、ただし書きによって当該市町に収入役を置かない場合は、その事務を兼掌する者をもって充てるということでございます。第9条の管理者、副管理者及び収入役の任期でございますが、これにつきましては、姫路市を除く関係市町の長、前条第2項に規定する姫路市助役又は関係市町の収入役としての任期によるということでございます。第12条、組合の経費の支弁方法についてですが、第2項は先程からいろいろと話が出ているようですが、ただし、特別な事情がある場合は関係市町が協議の上定めるということで、これにつきましては、姫路市と関係市町間で確認書が取り交わされたというようなことで、それにはバックアップ効果というようなことが確認事項とされております。そういったことが特別な事情に充たるかと思っておりますので追加しております。備考欄でございますが、姫路市の負担額については旧安富町の負担相当額ということで記載をしております。

次に9ページから11ページにつきましては現行の組合規約、12ページから14ページにつきましては変更後をアンダーラインを入れて参考に添付しております。以上で報告第2号につきましてはの説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（高尾勝人君） 報告第2号の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

14番。

14番（岡前治生君） 14番です。先ほど規約変更の中で、第3条「補修時・災害時の廃棄物処理の広域化に関すること」と言うことが追加されておるわけでありましてけれども、このことについてお聞きしたいと思います。一つは、先ほどからありますように、姫路市は当分の間、7年間は安富町の分をこちらの方へ入れる、そういうことをする中で、精算時にはバックアップということも含めて精算するというような確認書が交わされておるわけでありまして。それで今度、7年後に姫路市が構成町から抜けた場合、この条文というのはどういうふうになるのか。削除になるのか。それとも引続き生きたまま活用と言うことになるのか。その点どうなっておるかお聞かせ願いたいと思います。それと、先ほど同僚議員のほうから、報告2号の姫路との協定書が出ておりましたけれども、もしご存知でなければ答

弁は敢えて結構ですが、協定書の中に香寺町の分もございまして、香寺町は、ごみ処理はくれさか環境事務組合というところにお世話になっていると私は思っているのですが、これも当分の間は姫路市として合併の日に加担するというふうなことでございまして、それで、全く関係が無いと言えれば関係が無いのですが、同じような問題を抱えている自治体でありますから、香寺町の場合は今回、今問題になっております安富町、新宮町と比較するとどういった内容でこういった確認書が、もし交わされているのであればその内容もお示し願って、今確認されておる内容というのは姫路市さんは同じような対応をされておるのだなということも分かると思いますし、参考までにお聞かせ願えたらと思います。以上です。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 姫路市がもし脱退をされる段階におきましては、当然規約の変更はされません。その段階で規約は変更されるということです。

14番（岡前治生君） 削除されるということですか。

管理者（庵途典章君） 削除するかどうかは、その時の規約変更です。それから香寺町等につきましては承知しておりません。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

14番。

14番（岡前治生君） 当然、姫路市が抜ける段階では、規約の変更が行われるというのは当然のことですけれども、今後7年後のことを考えて、今回はバックアップ機能を考慮して、ごみ処理量も今言われたようなものに、極端に言えば132トンであるものを90トンに減らすということになりますから、もしバックアップ機能が7年後には無くなるということになれば、またいろいろと問題も生じて来る。補修時のことをどうするのかというようないろいろと問題も生じて来ると思いますので、その辺りのたった7年後のことについてまだ決定していないと、またその時に協議するというようなそんな曖昧なことではよろしいのですか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 当然、姫路市は脱退される時には、安富町分は搬入されないということになるわけですから、そういうことでその段階で広域的な協力関係というのは当然維持していただく。通常の行政間の協力というものは維持していただければいいでしょうけれども、協定の中ではっきりとそういうふうにしていただくというのは難しいかもしれません。だからそのことについては増える方ではなくて、ごみの搬入が今度は減る方ということになりますので、そこまでは今のところ明確には協議はしておりません。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

14番。

14番(岡前治生君) 私はしつこく言いますけれども、本当にそんなことでいいのかどうかということなのです。その基本計画がいかに大事かということはそういうことなのです。結局は、今現時点では11町の構成町を維持するためにいろんな理由を付けて、そのバックアップ機能を姫路市に持ってもらう、その為に見直しをした結果、132トンが100トンになると、でもそのバックアップ機能を持ってもらうから90トンの施設を造っていかうとしている。でも7年後には規約の変更によって姫路市のバックアップ機能は保障されない。そういうことになれば、それではどうするのですかということになるわけですね。でもこの前の資料で出されております周辺6集落との協定書では、供用開始後30年以内ということになっておりますから、恐らく30年間は今の施設をよほど支障が無い限りは使っていこうということを前提で考えておられると思うのですね。ですから、供用開始後23年間は、ごみのそういう処理のその90トンというのが妥当なのかどうかという問題が生じてくるわけですね。7年ではなくて23年間後々大きな問題が生じてくる可能性があるわけですね。ですから本当にこの言われている項目が規約変更によって無くなるのか無くならないのかという問題は大変大きな問題であるわけで、そういうことにきっちりと管理者として答弁をしていただかないと、その時の協議によりますというようなことでは、私は基本計画そのものの中身の問題も含めてこんなことでごみ処理計画は進んでいかないと思いますよ。いかがですか。

議長(高尾勝人君) 管理者。

管理者(庵途典章君) ご指摘については、そういう理解をいたします。当然、こういう形で建設をして、現段階に於いてバックアップ効果を考慮した中で設計をしていくわけですから、この協定書ですね、脱退の時に規約の変更をする中で、そういう問題については十分に今後の施設運営が、施設が安全に管理、運営が出来るように姫路市にも協力を求めて参りたいと思います。ただ、先ほど言いましたように、ごみの量については、脱退という事は安富町分が削減出来るというかたちになりますので、その分は余裕が出来るという事は間違いないというふうに思っております。

議長(高尾勝人君) 他にありませんか。

14番。

14番(岡前治生君) そんな答弁では困るのです。ですから、いくらバックアップ機能を持たせていると言っても、安富町のごみの分というのは本当に全体から言えば限られた分という、そういう見方も出来るかもしれませんが、でも、90トンの今現在建てようとしているところのごみが、新宮町分も無くなる。安富町分も無くなる。そういうことでしたら、結局23年間過剰な施設を維持していかないといけないという結果にも繋がるのではないですか。ですから、少なくともこの規約第3号については、やはり姫路市が抜けた後も、これはあくまで補修時であるとか、災害時の協力でありますから、こういう部分については、規約の中では残っていかないにしても、災害協定とか別の形ではしっかりと

残していくというふうに、そういった考えをしっかりと持っておいてもらわないと、ごみの基本的な考え方、基本計画の問題から全てが理解し難いものになってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） 答弁しましたのは、規約の中では当然無くなるということですが、そういう規約を変更する段階で、当然引き続いて姫路市とのそういう協力協定というものを結ぶという方向で考えます。

議長（高尾勝人君） 他にございませんか。

1 番。

1 番（三里茂一君） 今聞いておりますと、バックアップ機能を生かして、姫路市を脱退から止めたような感覚でおるのですが、そこに無理があるのであると思うのですが、やはりトップ間でどういった話をされているのか分かりませんが、国会議員の永田議員ではないですが、憶測でものを言うと怒られますが、やはり、物事をちゃんと今基本設計とかいろいろと言われておりますが、それは一番大事なことなのですけれども、私が考えるもう一つは、先ほども言いましたように、たつの市会でも新しく 28 人が出て来て、そこでまた議論されて、本当にこの 11 町のごみ焼却施設が出来るのが良いのか、恐らくこのたつの市会でも議論されるだろうと私は思っております。また、姫路市会でも恐らくそうであろうと思います。また上郡も今沖議員が言われましたように、赤穂との合併の中でどのようなことになるのか分かりませんというようなこともと言われております。やはりその中で、進んでいく中で、議会がどういう判断をするかによって、またこれいろいろと対処の仕方があろうかと思います。やはり、今結論を早く出し過ぎて出発していると、見切り発車されていると、私はそのように今ここにいてそういうように感じるのですけれども。やはりもうちょっと、今合併のさなかで、そして新しい議員が出て来てどのような話に、また議会がどのような判断をするか分かりません。トップの市長、町長の間ではそういう話になっているかとは思いますが、やはりもう少し見守る必要が、今しばらくあるのではないかと私は思っているのですが、その点はどう考えていらっしゃいますか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） 三里議員がお話のように、確かに各市町の議会に於いてどういうふうになるのか、それがそれぞれ議論され、判断されるかということ。このことはそれに大きな影響が当然出てきます。今回の姫路市の加入についても、ここでは報告をさせていただいて、各市町に於いて承認をいただくという手続きです。それで承認がされないということになれば、それ以上、管理者としてもどうすることも出来ないということになってしまうわけです。ただ、お願いしたいのは、こうしてこの施設が、西播磨の私たちの地域において、将来長い目で見ても必要な施設であるという観点の中から、組合の構成市

町がそれぞれの責任を果たして行ってこそ、この計画、広域化の計画が出来るということですので、その点適切な判断をお願いしたいと、逆に私の方からお願いをせざるを得ないと思います。

議長（高尾勝人君） 他にございませんか。

無いようですのでこれで質疑を終わります。

以上をもって報告第2号は終わりました。

承認第2号 専決処分の承認を求める件

議長（高尾勝人君） 続いて日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求める件（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） ただ今議題となっております、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定でございますが、これにつきましては、既に各構成市町議会で諮られたと思いますので、20ページからの新旧対照表によりまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。20ページをご覧いただきたいと思っております。まず、第11条の扶養手当でございますけれども、これにつきましては、配偶者にかかる者の13,500円を13,000円ということで500円の引き下げになるものでございます。次に勤勉手当でございますが、2項の第1号にかかる職員につきましては、100分の70を100分の75に、2号にかかる職員につきましては、12月分を100分の35を100分の40に引き上げる改正でございます。次に21ページでございますが、これにつきましては、21から23ページに行政職給料表を添付しておりますが、給与月額0.3パーセントの引き下げの改正を行うものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高尾勝人君） 提案理由の説明が終わりました。それでは承認第2号についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） 質疑なしと認めます。これより承認第2号、専決処分の承認を求める件を採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

承認第2号は、承認することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（高尾勝人君） 起立多数であります。

よって、承認第2号、専決処分の承認を求める件は承認することに決定いたしました。

議案第2号 平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第2号)の件
議長(高尾勝人君) 続いて日程第8、議案第2号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第2号)の件を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者(庵逄典章君) 事務局長に説明をさせます。事務局長お願いします。

議長(高尾勝人君) 事務局長。

事務局長(谷口茂博君) ただ今議案となりました議案第2号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。資料につきましてはお手元の提出議案第2号をご覧くださいと思います。

26ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条でございます。歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,365万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,178万4,000円といたします。2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。債務負担行為でございます。第2条債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。27ページでまず歳出を申し上げますと、1款議会費、8万5,000円を減額いたしまして78万1,000円とし、2款総務費でございますが、1,356万6,000円を減額いたしまして、8,095万1,000円といたします。歳出合計を1,365万1,000円を減額いたしまして8,178万4,000円とするものでございます。その内訳につきましては31ページ以降に記載をしております。

議会費におきましては、費用弁償の減額でございます。8万5,000円の減額でございます。また、32ページ、33ページで総務費の補正を記載しておりますけれども、1節の報酬費につきましては、269万8,000円、9節旅費で104万5,000円の減額をしております。これにつきましては、循環型社会形成推進地域計画書を年度内に完了をしなければなりませんでしたが、いろいろ諸般の事情でその計画書は進められないという状況が生じたので専門委員会等開催出来なかったために報酬費及び旅費を減額するものでございます。また、13節委託料につきましても553万8,000円の減額をお願いしたいと思いますが、先程申し上げましたとおりの理由によりまして、生活環境影響調査、技術支援等の業務、また地域計画策定業務等につきましても514万5,000円の減額をしております。これにつきましては18年度で計上をさせていただきたいと考えております。その内訳につきましては35ページに記載をしております。コンサルタント業務委託契約の変更を添付しておりますので後ほどご覧くださいと思います。次に14節使用料及び賃借料でございますが、189万1,000円の減額ですが、特に住民の方を対象にしての施設見学を予定しておりましたが、諸般の事情で実施出

来ませんでした。そういったことでバス借上料189万1,000円の大幅な減額をお願いしたいということでございます。次に19節負担金補助及び交付金でございますが、175万4,000円の減額でございますが、その主なものは派遣職員人件費負担金の精査による減額でございます。

27ページに戻りますけれども、歳入でございます。1款分担金及び負担金でございます。組合分担金1,544万9,000円の減額で7,998万3,000円、繰越金につきましては179万8,000円を増額いたしまして179万9,000円で、歳入合計といたしましては1,365万1,000円を減額いたしまして8,178万4,000円とするものでございます。この内訳につきましては30ページに記載しておりまして、各市町毎の組合分担金の減額を説明欄に記載しております。また28ページの第2条債務負担行為の補正でございますけれども、これにつきましては、平成18年度に生活環境影響調査、地域振興施設の基本計画なり、支援業務、地域計画策定業務で記載をしております。こういう形で補正をお願いしたいと思います。以上でございます。議案第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（高尾勝人君） 議案第2号についての提案理由説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番。

9番（鍋島裕文君） ミスプリかも知れませんが、32ページ委託料、この中で地域計画策定業務委託料の不用額26万2,000円、債務負担行為の関係とこの説明資料からすれば、この地域計画策定は21万ということになっているのですが、これはミスプリなのかどうなのか。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） これにつきましては、地域計画の策定業務の委託料は、当初から契約段階で減額になっております。そういったことから差額が出ておりますけれども、5万円程安くついたということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

14番。

14番（岡前治生君） 2点ほどお伺いしたいと思います。一つは、説明がありました非常勤委員の報酬と旅費で、大変多額で、計画の遅れもあり、いろんな調査業務等の関係だと思っております。その辺りのもう少し詳しい詳細を、どういうふうな委員会、こちらも勉強不足で申し訳ないですが、どういうふうな委員会があって、それが例えば計画の遅れで一回も開けなかったからいくら残っていると、そういった内容がもし分かりましたらお示し願えたらと思います。それから35ページの資料を見ますと、当初計画から見て相当遅れが生じているので、コンサル業務を本来であれば17年度で終わる予定を今度新年度予算に回さなければならぬとかいうふうなところで、当初は2年で終わる予定のものが

3年になり4年になりというところが多々ございます。そういうことで、その業務によっては、ほぼ業務の中身としては本体は出来ているのに、基本計画が決まらないがために、その基本計画の数字を入れなければならないから、要は全額支払うことが出来ないのだというふうなものもそのコンサル業務の委託の内容によっては違うのではないかと思うのです。そういう点で言いますと、次に説明されます当初予算の中に今回減額されている分が全て計上はされておるのですけれども、そういうコンサル業務委託に対しての支払方法というのはどういうふうな契約がされているのか。私はこういったケースを見るのは初めてなので、かなり異例だと思うのです。それで、どういった支払い方法をされて、当初はどういうふうな計画が、委託契約がされていたのかその辺りのところが分かればお示し願えたらと思います。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） まず1点目の報酬関係でございますが、17年度当初、それぞれトータルで約25回ほどを予定しておりまして、その内検討委員会につきましては7回、周辺地域連絡協議会については7回、専門委員会については3月に1回ということで、約10回ほどの回数減というところでございます。それからコンサルタント業務の支払い方法というところでございますけれども、確かに今ご指摘、お尋ねになったように、基本計画なり、また、それに伴いましての専門委員会もそうでございますけれども、そういう中に、やはり中には技術支援等の業務もやはり専門委員会にコンサルさんに専門として来ていただいて、いろいろ質疑等があった場合にはお答えをさせていただくというふうなことで、若干そういったかたちでどうしても翌年度に回さなければならないという事情等で処理しているのはご指摘のとおりでございます。

それから、支払い方法でございますが、やはり全体的な流れの中で、本年度業務として確定できたもの、そういった割合等を参考にしながら実績の出来高等による支払をさせていただいておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

〔なし〕

議長（高尾勝人君） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

それではこれより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。ありませんか。

無いようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の発言も無いようですので、これで討論を終わります。

それでは、議案第2号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の件を採決いたします。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（高尾勝人君） 起立多数です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件

議長（高尾勝人君） 続いて日程第9、議案第3号、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせますのでよろしくをお願いします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） ただ今議題となりました、議案第3号、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の提案理由のご説明を申し上げます。お手持ちの資料38ページ以降に記載をしておりますのでご覧いただきたいと思います。平成18年度にしはりま環境事務組合歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,486万8,000円と定めます。2項でございます。歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表の歳入歳出予算によるところでございます。40ページの事項別明細をご覧いただきたいと思います。

まず歳出でございます。1款議会費、本年度予算額、86万6000円。前年度と比較して同額でございます。2款の総務費におきましては、8,400万1,000円で58万5,000円の増額でございます。歳出合計、本年度予算額、8,486万8,000円。前年度対比で58万5,000円の増額でございます。この内訳につきましては、43ページ以降に記載しております。まず43ページでございますが、金額のご説明を申し上げます前に、説明資料の49ページに平成18年度の主要事業計画を添付しております。項目のみのご説明を申し上げます。1として建設予定地周辺地域住民の理解と協力の確保、2としまして広い住民の理解と協力の確保、3点目といたしまして専門的見地からの指導助言の確保、4点目としまして圏域住民の参画と協働、透明性の確保、5としまして都市計画法に基づく手続き、6点目として循環型社会拠点施設整備、7点目として熱回収施設等の入札発注業務等、8点目といたしましては事務組合の適性かつ民主的、効率的な運営ということを主要事業計画といたしております。内容につきましては、43ページに議会費、44ページから総務費と一般管理費を記載し予定しておるところでございます。44ページでございますが、主要事業といたしましては、先ほどからもお話が出ておりますように、13節委託料、830万7,000円を計上しております。17年度からの生活環境影響調査、予測評価なり地域振興計画、それから技術支援、地域計画等の業務でございます。次に14節でございます。使用料及び賃借料、583万3,000円を計上しております。内事務所賃借料につきましては、前回の議員協議会でも報告させていただいておりますが、4月からの事務所移転についていろいろと検討させていただきましたが、しかし、これまでの経緯等を踏まえまして、建設事

務所と協議する中で、賃借料につきましては、約230万円の減額ということで、従来どおり今の事務所でお世話になることになっております。次に19節、負担金補助及び交付金につきましては、大幅な増額になっておるかと思えます。これは昨年の10月から派遣職員2名を増員していただいておりますので、その分が増額になっているというところでございます。業務につきましては当初予算をこういった形で置かしていただいております。今後、事業の進捗状況等によりまして必要な段階で、大変申し訳ございませんが、財政厳しい中ではございますが、補正予算等によりましてのご提案をさせていただきたいと考えております。なお、これに伴う歳入でございますが、40ページに戻っていただきたいと思えます。歳入1款、分担金及び負担金につきましては、本年度予算額、8,486万5,000円で前年度対比、58万5,000円の増でございます。9款、10款につきましては記載のとおりでございます。歳入合計、本年度予算額、8,486万8,000円で58万5,000円の増でございます。歳入の各市町の組合分担金につきましては41ページに記載しているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高尾勝人君） 議案第3号についての提案理由説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番

3番（沖 正治君） 1、2点質問をさせていただきます。補正の時に聞き間違えたのかと思っております。委託料の生活環境影響調査は補正では減ですが、そのものが同額で計上されているが繰越か何かであったのか。もう1点続けていきますが、供用開始が22年という予定で現在進んでいるという報告を受けているのですが、この18年度の主な事業計画という中で、大きな6番の中の循環型社会拠点施設整備という事業計画案、これについて補正でと、その都度補正でという話がありましたが、一応計画としては18年度にやるという計画を持っていると、これは22年に向けての予定だろうと思えますけれども、これに伴いまして国県の補助はいつ頃確定するのかということがお分かりであればどの位の金額になるのか、その辺りもう時間がないということもあり、今日もたくさん質問が出ました。次々進めるばかりで議会の同意もなくやるのかという質問も出ましたが、これはここまで来ると国県の補助金の申請はどうなっているのか。どの位の補助金が付くのかということも我々も聞きたいと、お示しを願いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 委託料の関係でございますが、ご質問のとおり17年度で減額をさせていただいて、18年度に計上をさせていただいたというところでございます。先程も言いましたように、生活環境影響調査等につきましては、当初2月に公告縦覧という形を取ってございましたけれども、どうしても18年度にずれ込むという形でこういう結果になっておりますので、よろしくお願いいたします。

います。

施設整備の関係でございますが、これにつきましてもそれぞれ施設規模が確定いたしました以降、18年度には国の交付金の内示をいただきたいという考え方をしておりまして、熱回収施設なりリサイクルセンターについては現在のところ、その事業費の概ね3分の1が交付金というかたちで、その全体計画でやって、あと4年間の年度毎で交付金をいただくかたちになろうかと思っております。今のところは施設規模等がはっきりしたことが言えませんが、また次回ぐらいには概算事業費による交付金等について、大体これぐらいを予定しているということはあるのではないかと思いますので、何とかご理解をいただきたいと思っております。

議長（高尾勝人君） 3番。

3番（沖 正治君） 今説明を受けましたが、これは主要事業計画という銘を打っていますが、その中で測量調査業務、進入路・敷地造成工事、実施計画（進入路・建設地）というふうに具体的に個々に事業計画をあげていますが、これが3月の中旬に規模が確定するというような報告も前段にはありました。ということは、そういうものも概ね試算が出来ているのかと思っておりますが、今の調印ではないですが、管理者の方では概ね決まってもなかなか報告をいただけないと、判は付いているが当日は無かったという報告を受けているので、そういうことがあると先ほども永田議員ではないけれどもということが出ましたが、やはりきっちりとね、試算や或いは思いがあるのなら、ある程度の報告なり確定ではなくても報告程度のものでね、こういうふうに思っておりますぐらいのものでね、やはり聞いたら我々も自分のところの町に帰っても、各議員に説明もし易いけれども、何も無し何も無いで今度行ったら決まっていたということでは、ぱっとしませんし、帰っても肩身の狭い思いをしますので、やはりある程度、先程の確認書ですか、判が付いているのにまだまだというようなことを言ったのと一緒で、やはりある程度のものが分かれば報告をしていただいたらなと。何もそれによって、報告と確定とが違っていましたということで、そうそう我々も怒る必要はないので、やはり分かっていることを隠すと何を言っているのかということになりますから、やはりお互いに人間同士ですので、信頼関係を保ちながら、やはり管理者と我々議会とが信頼関係の中で進めるという観点からもよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） いろいろとご指摘いただきまして、出来るだけそのように努めて参りたいと思っております。ただ、こうして本日の予算につきまして、18年度の主要計画にこれだけのことをやりたいと思ひながら、実際には予算にあがっていないということで、今沖議員がおっしゃるような理解が出来ないと、今後のそれぞれあがっている主要事業に対してどれぐらいの費用がかかるのかということも説明が出来ていないということもご指摘のとおりで、出来るだけ早く処理規模等全体を県とも協議をし

て、最終的な決定をさせていただきまして、それに基づいた事業費の概算等も示させていただきたいと思っております。それについては補正予算毎ということではなく、総額的に総事業費として全体の大体の予算というものを確定させていただきたいと思っておりますので、それが出来上がれば各市町の議会の方に市町の方に報告をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

9番。

9番（鍋島裕文君） 初めての予算ですので、小さなものも含めてお伺いをします。

まず43ページ議会の関係です。9節旅費の費用弁償であります。これはこの議会本会議、協議会等どの範囲まで費用弁償されているのかまずお伺いします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 費用弁償は回数的には定例会2回、臨時会2回、議運4回等でございます。

議長（高尾勝人君） 9番。

9番（鍋島裕文君） これは議長にお伺いしますが、将来的なことになるかと思いますが。

大体報酬がいくら少ないとはいえ、議会、臨時議会に議員が出て費用弁償というのは、やはり本来はおかしいという、場合によっては報酬の二重取りというような指摘もあるわけで、そういうことから考えたら議員が議会に出て費用弁償というのはやはり検討をしていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

議長（高尾勝人君） いろいろ各自治体、各議会におかれましても、そういう議論が随時全国的な規模で広がって来つつある世相であるということは私自身も理解はしておりますが、それぞれの議会でそれに踏み込んだ議論がまだなされていない状況下において、当事務組合におきましてもその点にはまだ踏み込んでいないという状況でございます。

9番。

9番（鍋島裕文君） 45ページの委託料の関係で、顧問弁護士料委託料31万5,000円の内容は一般的な顧問弁護士の内容なのか。それとも当面裁判等控えているとか、この内容について説明をお願いします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） これは一般的な形での委託料でございます。昨年度と同額で計上させていただきます。

議長（高尾勝人君） 9番。

9番（鍋島裕文君） 同じく45ページの事務所賃借料ですが、前回の協議会の中で三日月支所に

なっていたけれども、どうしてもテクノに置くべきだということで所在地変更を規約上しなかったという説明でしたが、ちょっと今提案説明の中で220万円を減額したというのが1点、それから三日月に関しては三日月の議員に聞けば、山口町長のときから事務所が三日月支所に来るということになっていたという経過を聞いているわけですが、減額内容と三日月支所に行けばはるかに賃借料は安くできるわけで、その点から敢えてどうしてもここに残したという点についてもう一度確認をします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 事務所につきましては、基本的には17年度の当初予算段階で正副管理者会議に於きまして、やはり非常に各構成市町も財政的にも苦しいという中で、合併をすることによって空き庁舎も出てくるであろうという中で事務所移転も考えるべきではないかというようなご指摘をいただいております。特に三日月支所に行くということになりますと、やはり今までこの地区でいろいろとお世話になってきた経緯等ございます。それと財源等をどうするかということでございまして、基本的には建設事務所さんといろいろとお話をする中で、私共が三日月支所に下りたときにどれくらいの賃借料になるのかということも含めながら検討させていただいて、三日月支所に下りてもやはりそこそこ賃借料というものは必要であるという中で、佐用町の財政課ともいろいろと協議をさせていただく中で、佐用町でいわれる賃借料と建設事務所の賃借料とほぼ同額という形になりましたので、今の事務所でもた従来通り、やはり位置的なこともございますので、今の事務所でお世話になるのが一番妥当であろうということでございます。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

14番。

14番（岡前治生君） 14番です。何点かお聞きしたいと思いますが、まずこの間いろいろと職員の方も増えられまして、事務局の職員体制というのはいただいている議員名簿の下にある職員体制が現状で、役職の付いてない方については予算に計上されている臨時職員ということで理解をさせていただいていいのか、その点まず1点お聞きしたいと思います。

もう1つ、事務所移転の関係で今も質問がありましたが、去年の8月29日のにしはりまの議会だったと思いますけれども、管理者が明確に三日月支所の方へ事務所を移転するということをはっきり申されていて、それで、私はあまり記憶にないのですが前回にも報告をしたということで、今の説明でも結局230万円安くしていただいたから、佐用町の試算とも大体同じ金額なんだということなんですけれども、それでも1ヶ月当たりしてみると12万ですわね。それが安いというふうな感覚が私はよく分からないのですが、三日月支所に行けば同じ構成町の佐用町ということになりますから、月額12万円もの水道光熱費をいろいろ含めたらそれくらいの金額に試算的になると言えばなるのかも知れませんが

れども、1ヶ月12万円の公共施設の使用料になるわけですから、そういう意味では、ここだからこの金額であって、本来その三日月支所であれば本当はもっと安いし安くしなければならないというのが本音のところではあるのではないかなと。月額12万円と三日月支所に行ったときも同じだという根拠が私はもう一つ理解が出来ないので、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

もう1点は各町の負担金がございますけれども、私たち合併前に広域の事務組合、消防、病院の事務組合等いろいろと構成をしていたわけでありますが、そのときには各町の負担金というのはそれぞれ計算書がございますから、こういう計算によってこういう数字が出て来ましたというのをきちんと資料で明示されておりました。そういうことで今日の本会議でなくて結構ですから、後で負担金についてはこういう計算に基づいてこういう負担金になりましたよということを是非資料として提出をしていただきたい。間違っているとかそういうことではなく、やはり議員としては負担割合が決まっておりますけれども、こういう計算式で出るんだということは最低限理解をしておきたいと思いますのでお聞かせ願えたらと思います。

それと、この間いろいろと地元6自治会でしたか、協定書が前回の協議会に示されており、その協定書についてはあくまでも環境問題が起きたときにどうしようかという内容で、以前から各自治会には今回の事業について理解を求めるために様々な要望事項を聞いているということがございました。恐らくその取りまとめも終わって合意をいただいたから、今回の協定に繋がったと思うのですが、この事務組合で言われるいわゆる地元の6自治会は具体的にどのような要望が出されて、例えばその事業をすればどのくらいの事業費になるのか、そしてまたその事業は補償名目的なものだと思うのですが、そういうものについての各負担というのはどういうふうな考え方で進められるのか、今回の予算には出て来ないと思うのですが、その辺りのところをきっちりと明確にしておかなければ、なかなか難しい問題というのが後々生じてくると思います。各議員さんも経験をされておるとは思いますけれども、各町でもごみ処理施設をはじめし尿処理場、そういうものをどこが引き受けてくれるのか、そのときに引き受けてもらうためには補償金をこうしましたああしました、そういうことが全てこういう事業が終わってから、完成してから漏れ聞こえてくるというふうなことが多々私たちの地域でもあったわけです。ですからそういうふうなことが具体的にどうなっているのか、明確に公表出来ること、公表出来ないことあると思います。でも公表出来る部分については公表をしていただいて、地元の方がこういうふうなご苦労をされた上でやむを得ず受け入れたんだということを、やはり一般の市民の方にも私は分かてもらう必要があるのではないかなとそういうふうに思いますので、公表出来る範囲内で結構かと思しますので、その辺り分かりましたら教えていただきたいと思います。

それと最後にもう1点。私大変勉強不足で申し訳ないのですが、今回交付金制度というふうなことに変わって、名称が循環型社会形成推進交付金交付要綱というものがあるんですね。私これに目を通して

みて、先程言いました自治会との協定書それを見て、施設の種類の種類が熱回収施設とリサイクルセンターになっています。今言いました要綱の補助メニューを見ると、私は溶融施設というものがあるのだとばかり思っていたら、灰溶融施設というのは交付金事業の対象になっているのですが、その一般的な流動床ガス化溶融炉というのはメニューにはない。そしてよく見てみると熱回収施設というのが交付金対象になっておるといふようなことが初めて分かりまして、この場合いわゆる私たちが簡単にごみ処理場と言いますけれども、ここで今回取り組まれているのは要綱によると熱回収施設というのが正式な、いわゆる公共的な意味での補助を申請される際の用語になっているのか、多分そういうことだと思うのですが、私があまりにも勉強不足過ぎたなと思うのですけれども、熱回収施設ということになればいろいろなところを調べてみましたら、発電施設を造るとか、余熱利用をしているとか、いろいろな事業にも取り組んでおられております。そうしたらなかなか基本計画の中を見ても、リサイクルセンターというのは十分理解が出来そうな気がするのですが、それ以前の熱回収施設で、もしその流動床ガス化溶融炉というのが一つ決まったとしても、あとそこで出た熱はどういうふうな回収がされるのかということまでは、私もこの議会に出てまだ日が浅いですから、全然分かっていない部分が多くて、今回直接予算には計上はされておりませんが、一番基本的なところだと思うんです。ですからその辺りについて、私たち、私に分かるように懇切丁寧な説明をいただけたらというふうに思います。以上です。

議長（高尾勝人君） 5点あったかと思いますが、5点の方一つずつ簡単をお願いします。専門的な勉強は個別にしていいただけたら結構だと思います。

事務局長。

事務局長（谷口茂博君） まず派遣職員の人件費の関係でございますが、先程ご質問がございましたように、それぞれ私以下総務係主査までが各構成市町でお世話になっている者でございます、一番下の役職がない者が賃金に該当する者でございます。

次に三日月支所の関係でございますが、これは佐用町の方でも初めての例でございます、いろいろと調べていただきまして、行政財産の使用料というので、ある町の条例を参考にしながら当該建物の価格×基本率×使用させる部分の面積/当該建物の延べ面積という形で、金額をはじいて数字が出たところでございまして、高いか安いかわかりませんが、一応そういった形での行政財産使用料に基づいて試算したものでございます。

次に3点目の負担金の明細でございますが、これにつきましては勝手なことを申し上げるわけですが、それぞれの所属の担当課長さんの方へ負担金の明細表がっておりますので、今ここでは間に合わせる事ができませんので、お帰りになったら構成市町の方でコピー等をいただくという形をお願いできればと思っております。

次に協定書に基づく地元6集落の周辺整備でございますけれども、これにつきましては8月29日で

したか、それぞれ各構成市町長さん方に、事務局の方で地元からいただいたものを提案させていただく中で、もう少し整理をするべきであろうと、特に合併前でございましたので、佐用町で負担をしていたくもの、組合で負担をしていたくもの、それからこれは地元の方で対応をさせていただくもの、地元というのは集落の方でというかたちで整理をさせていただいております。整理する前のものを公表させていただいたのですが、以降そういったかたちで整理をさせていただいて、9月20日でしたか、それぞれの構成市町長さん方で最終的に周辺整備の内容を検討させていただいて、一定金額で組合で負担、構成市町で負担をさせていただくものといったかたちで整理をさせていただいて、それで地元でこれと保全協定と合わせて周辺整備も協議してもらったらいというかたちで、9月20日にそういう話をさせていただいております。それ以降いろいろと地元協議をさせていただく中で、12月21日でしたか、6集落と組合とで保全協定についての締結が出来たと、ただ、それに対する立ち会いとしては、この組合議会なり地元佐用町議会の議長さんの立ち会いをいただいという地元の要望がありましたので、この間議長さんの方で諮っていただいたという経過がございます。周辺整備の内容につきましては、まだ財政等とも最終的に財政負担がどうなっていくかというのは、事務局の方では一方的に組合の負担額を予想をしていたのですけれども、それについて現在佐用町等とも財政、補助金内容等再精査させていただいておりますので、また日を改めて話が出るのではないかと考えておりますので、今日のところはお許しをいただけたらと思います。

5点目のリサイクルセンター、熱回収施設での交付金の中身でございますが、これについてもやはり私もこの組合にお世話になってまだ1年経っていないのですが、一番最初はごみ処理施設というようなかたちでごみ焼却施設というようなことだったんですけれども、交付金の中では熱回収施設というようなことで交付金に改められたと。以降来年度はこれの熱回収という表現がまた変わるようでございますので、今私の頭に残っていないのですが、これについても後日報告をさせていただきたいと思います。先程言われました熱回収施設、この施設からは電気、熱ですけれども、電気を取るのか、また以前にもこの組合でも若干説明をさせていただいたことがあるのではないかとのおぼろげな記憶で申し訳ないのですが、熱輸送というようなかたちで地域振興というかたちで取り組みが出来ないかと、しかしこれはまだ実証段階というかたちで具体化しておりませんので、そこら辺でこの予算でもあがっているかと思っておりますけれども、地域振興施設の基本計画というのが未だに具体化出来ないものですから残っているという状況でございますが、そういう熱回収から私共も地域で何か出来ないかということも現在考えておりますけれども、実証段階というかたちでまだ具体化していないという状況にあります。以上でご理解いただきたいと思っておりますけれども。

議長（高尾勝人君） よろしいですか。

14番。

14番(岡前治生君) 私も勉強不足で申し訳ないと思うのですが、例えば熱回収施設の定義というものはこの要綱の中に書いてあるのですが、発電効率または熱回収率が10%以上の施設に限るといふうなことで、恐らく基本計画の中に、例えば発電しますよとか、その熱で温水プールを造りますよとか、例えばの話ですが、そういうふうな余熱を利用する施設ということと併せて造らなければ、どうも今回の私が読んでいる範囲内では交付金の対象にならないような感じなのです。今報告を受けているのはあくまで流動床のガス化溶融炉で、とにかくごみは処理をしていきましょうというふうなことで、今見直しがされている基本計画には熱回収施設と位置付けられるようなものは、今事務局長が言われた熱輸送というふうなことを考えているというふうなことぐらいなのか、それとも他の事例を見たら電力発電とか結構あるようなので、その辺りのところは具体的にどうなっているのか、それが基本計画の中で本来は取り組まれるものなのか、それとも他にいろいろとコンサルに委託をされていて、どの計画の中にそういうふうなものが入って来るかということも勉強はしてみるのですがなかなか見えてこないというのが本音なんです。ですからその辺りのことをもう少し分かるように説明をしていただけたらと思います。

議長(高尾勝人君) 事務局長。

事務局長(谷口茂博君) 非常に専門的なお話をされて私も右往左往しており、頭の中がぐるぐるとなってきているのですが、熱回収施設につきましては高効率な発電なり熱供給というふうな方たちであるのですが、やはり規模が確定しないと、それからいくら熱が出るのかというようなことがございますので、今現在では具体化出来ないというような状況でございます。そういったことでお答えになるかどうか分からないのですが、ご理解をいただけたらと思いますが。

議長(高尾勝人君) よろしいですか。他にありませんか。

1番。

1番(三里茂一君) 今事務局長の方からいろいろ説明があった中で、6集落の件についてはいろいろと検討なりをされているのですが、協定書の中で交わされている予算的な措置もある程度とられていると思うのですが、やはりそれはそれなりに協定書でやっていただいたら結構ですが、先程も言いましたように、やはり光都地区、金出地地区の件についても、管理者の方からは責任を持って説明なり、また話し合いをさせていただきたいということを申されましたけれども、やはり予算措置の中には一向に何も、話が今のところ平行線で反対の反対かも分かりませんが、やはりこれからの話し合いの中で光都地区、また金出地地区と膝を付き合わせて、またどういふふうな協議になるかは分かりませんが、それに対してはやはり物的なこともあろうかと思っております。また金の問題もあろうかと思っておりますけれども、それに対応するには、ある程度協議をした中で話が付くものか付かないものかは私は分かりませんが、この18年度の予算には一切ありませんけれども、今後そういう

話し合いの中で、協議の上で、金のことなりいろいろなことが出て来たら、補正予算なりとっていただけるような処置も考えられているものか、それともただ話し合いだけで済みますのか、それが平行線で今まで通り収まってしまうのかは私は分かりませんが、やはり光都地区なり金出地地区のことも考えていただきたいと私は思うんですけれども、どのように考えておりますか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵道典章君） 先程答弁させていただきましたように、今いろいろと心配をされたり、ご質問がある地域にはご理解をいただけるような説明をしなければいけないと思っております。ただ、周辺6集落という形で一番近い、或いは建設が予定されている地域の方々に対してご理解をいただく1つの対策として、周辺整備ということを考えているということで、このことについてはこれまでそれぞれ地域の皆さんともお話し合いをさせていただいて、現金等のお金による補償はしないと、周辺の振興に関わるもので地域の理解を得るために必要なものと考えていきたいと思いますということで、対応をさせていただいております。主なものに於きましては道路の整備、水路の整備、一部公園とか集会所というものについて、周辺の皆さん方が地域にこの施設が来ることによって心配されている中で、周辺が少しでも良くなるようなものに関わるものと考えておりますけれども、それに対しても一般的な事業の中で対応出来るものは当然対応をしていこうと、道路なんかにつきましては国庫補助にのるものは国庫補助にのせる。合併特例債を使えるものは合併特例債を使う。佐用町に於きましても、佐用町としてそういう事業として財源が求められるものについては、そういう財源を充てて対応をしましょうと。全てが補助金で対応出来るものではありませんので、残りの単独分については組合全体で負担をしていただきたいということで、これまで話し合いがされているという状況です。

三里議員が言われます光都の皆さん方、鞍居の皆さん方から出ている話について、今後どういうご理解をいただき、話し合いになっていくかは分かりませんが、基本的にはこういう施設を造る場合の周辺地域というのは、距離的なものである程度限定をしていかないと、どこまでも広げていくわけには参りません。そういう中でどうしても必要であると、皆さんが理解をしなければいけないという状況であれば、そういう物的な物も今後出てくる可能性はありますけれども、基本的には今の6集落についてはそういう処置を今後取り組みをして参りますけれども、それ以外についてはいろいろと資料を提供させていただいたり、説明をすることによってご理解をいただきたいということで進めて参ります。

議長（高尾勝人君） 1番。

1番（三里茂一君） 周辺6集落のことはよく分かりましたんですが、鞍居、金出地、また光都21のように、周辺住民と言われますと当初は皆入っていたのですが、こうして協議をしていく中で周辺地域と言いますとやはり1km以内ですとか、そういう範囲で今までは物事が変わって参りましたね。やはりそれだけ反対反対と言って、そして周辺地域が1km以内だけで済ましてしまうのであれば、やはり

今まで光都の皆さん、鞍居や金出地の皆さんとごみの処理計画について何のために議論を交わしてきたのか。そういうことに対してあなた方はただ、協議をします、説明をしますと。それだけでわね。光都の皆さんにしても、成熟してもらえんだということでここで住まわれて、そして住んできて良い生活環境が出来るのであればよろしいですが、やはりここに住まわれている住民の皆さんを考えてやっていただきたいと私は思うんです。やはり光都の皆さん、上郡の鞍居や金出地の皆さんに対してどういうふうな行政の手助けが出来るのか。今のように熱処理が考えられておりますけれども、やはりどういうふうに皆さんに還元が出来て、そして暮らし良いまちづくりが、環境づくりができるのか。やはりそういうようなことも提示して相談をしていただければ、ある程度は話が進むのではないかと思いますけどね。ただ単に説明責任こうだから、押しつけや、お前ら辛抱をしておけと、それでは納得されないだろうと思うので、やはり同じ我々が協力をしていく中で、ここのところを考えていただきたいと私はかように思うんですけどね。これは回答は要りませんが、それを十分に考慮して対応をしていただきたいなと。私は左様に思いますのでよろしくをお願いします。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） この科学公園都市の成熟等については、なかなかこの組合で責任を持ってどうということは出来ません。ただ、県にもいろいろと施設を科学公園都市の建設予定地区域の中でお願いをしていく中で、それに伴い地域の皆さん方にも還元出来るような施設ということでお願いもして参りまして、全県的な施設として、この度エコハウスというものが第1工区の西の端に、この現在予定しております施設に近いところに、これからの環境問題を地域の皆さんと一緒に考えていこうという勉強施設の建設が決まりました。それは18年度から着工がされる予定にもなっております。そういうことも含めて、地域の皆さん方にも、他の科学公園都市の今後の成熟については全体でいろいろ協力をしながら進めて参りたいと思っております。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは議案第3号についての質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

14番。

14番（岡前治生君） 14番です。2006年度にしはりま環境事務組合歳入歳出予算に対する反対討論を行います。以下反対理由を述べて反対討論といたします。

まず第1点目は、合併によりにしはりま環境事務組合は設立当初は11町で構成をされておりましたが、今年度からは3市2町の構成となりますが、安富町、旧新宮町のごみ処理は当組合で処理することが1月29日の確認書で確認されています。以前にも指摘したとおり新宮町域のごみは揖龍クリーン

センターで、安富町域のごみも姫路市の受け入れは十分に可能であるということも明らかになりました。このままで計画が進めば過剰な処理能力を持つ施設建設に繋がり、そのことは構成市町の負担金を増やすことに繋がりがねません。また確認書には安富町分、新宮町分の精算時にどの自治体がどのような負担をするのかという曖昧な点も多く残されております。

2点目には循環型社会形成推進交付金交付要綱によれば、交付対象は人口5万人以上または面積400km²以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方団体とするとあります。従来のように一日の処理能力が100トン以上でなければ補助対象にならないということはなくなっております。また要綱では交付金対象事業として、容器包装リサイクル施設、ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設、廃棄物減量化施設など様々なメニューもあり、ごみを出来る限り有効利用するためにいろいろな施設を組み合わせでごみ処理を行うことも可能であります。当組合では処理方式を流動床ガス化溶融炉と決定されましたが、生ごみの有効利用などの観点からすれば、まだまだ研究の余地があると考えます。

3点目には従来から繰り返し述べていることでありますけれども、ごみ処理は処理区域が広くなればなるほど、ごみ処理に関しての市民の関心は薄くなりごみの減量化は進みにくくなります。私たちの出したごみは私たちで処理をする。これが原則であります。私たちの出したごみは私たちの地域で処理をする。これが原則であります。国のごみ処理の基本方針の変化も踏まえ各自治体毎のごみ処理計画を再検討することが何より大切であると考えます。

以上のことが2006年度予算には全く反映をされていないので反対するものであります。同僚議員各位の賛同をお願い申し上げ、反対討論を終わります。以上です。

議長（高尾勝人君） 次に原案に賛成者の発言を許可いたします。

無いようですので、これにて討論を終わります。

これより議案第3号、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（高尾勝人君） 起立多数であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会宣言

議長（高尾勝人君） これをもって本日の日程は全て終了しました。これをもって会議を閉じます。

第7回にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会といたします。

管理者あいさつ

議長（高尾勝人君） 閉会にあたり、管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） 一言ごあいさつを申し上げます。長時間に渡りまして、いろいろとご審議賜りありがとうございます。提案させていただきました内容につきましては、いろいろなご意見を賜りましたが、議会に提案させていただいた議案について、それぞれ議決をいただきまして、誠にありがとうございます。この組合が設立して以来の事業、いろいろと問題を抱えながら、一步一步進めて参っております。これから、私たちの地域で出されたごみというものをどういうふう処理をしていくのか、今議員もお話のように、自分たちの地域のごみは自分たちが責任を持って処理をしていかなければならない。そういう意味で、この組合の区域の中で、今後の環境問題を含めた新しい時代における施設として、今後、鋭意建設に向けて進めて参りたいと思っておりますので、それぞれ皆さん方には、今後ともご理解とご支援を賜りたいとお願いを申し上げます。これから3月定例議会、各市町とも予算議会、非常に財政難の中での議会だとお察し申し上げますけれども、それぞれ議員各位におかれましては、元氣にご活躍いただき、各市町の発展のために頑張ってくださいますようにご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長あいさつ

議長（高尾勝人君） 管理者のあいさつが終わりました。閉会にあたり議長の方から一言お礼を申し上げます。

本日は、提出議案に対する慎重なる審議、適切な議決をいただき、本当にありがとうございました。本日の議会審議を受けて正副管理者に於きましては一致協力して適切なる執行努力をお願いしたいと思います。また、報告第2号にもありましたように、現在のにしはりま環境事務組合を構成する地方公共団体である安富町が姫路市と合併し、新たな姫路市として本組合の構成地方公共団体として共同処理する事務等の規約改正を行う必要が出て来ます。このことについて、関係市町3月議会に提案されますので、議員各位におかれましては、それぞれの市町議会でご審議を賜り、格別のご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はご苦労様でした。

午後4時30分閉会